

建設工事業業者 各位

飯田市財政課長

飯田市建築工事における週休2日の取組方針について

日頃より、建設行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建築工事の週休2日工事の経費の補正については、「飯田市建築工事週休2日工事実施要領」を制定し、4月1日から施行しているところですが、この度の県の「長野県建築工事における週休2日の取組方針について」を踏まえ、令和8年5月以降に発注する建築工事について以下のとおり行なうこととしましたので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

1 対象工事等

飯田市が発注する建築工事を対象とする。

2 令和8年5月以降の週休2日の取組方針

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、多様な働き方が求められていることから、地域の実情や現場の状況等を踏まえ、週休2日や交替制など、適切な方法により取り組むものとする。

なお、これまで実施してきた週休2日促進工事の取組は完了とし、今後は労務費等の補正等を実施しないものとする。

3 多様な働き方の支援

多様な働き方を支援する観点から、発注者は、施工期間・時間等の変更について受注者から協議があった場合には、丁寧に協議に応じるものとする。

4 適用日等

令和8年5月1日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

「飯田市建築工事週休2日工事実施要領」は廃止する。ただし、令和8年4月30日までに入札公告または指名通知を行う工事については、本実施要領を適用する。

飯田市 財政課 契約係
担当 鈴木
電話 0265-22-4511 内線 2135
E-mail kei-den@city.iida.nagano.jp